

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 11 月 / / 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} ナカオ株式会社

住所 〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{フリガナ} 中尾 國男

電話番号 0742-36-8735

FAX番号 0742-36-8203

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 11月 / / 日

申請者 氏名又は名称 ナカオ株式会社

住 所 〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 中尾 國男 取 締 役 中尾 良子	
事 業 の 範 囲	1、土木建設工事業 2、舗装工事業 3、塗装工事業 4、水道施設工事業 5、管工事業 6、大工工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカオ株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8013 住所 奈良市三条大路一丁目9番13号 電話番号 0742-36-8735 FAX番号 0742-36-8203 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
加納信平	第71525号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係・局規程第4条関係)

機 械 器 具 調 書

令和 2年 11月 9日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	・金切りのこ	替え刃式	2	
	パイプカッター	RB-50 (13~50mm)	1	
	塩ビカッター	TVP42	2	
	塩ビカッター	VPC34	4	
	ロータリバンドソー	RB180FV	1	
	ディスクグラインダー	PDH-205A	3	
管の加工用の機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	1	
	パイプリーマー	1/2~11/2インチ	2	
	・やすり ・パイプねじ切り器	F80A	1	
管の接合用の機械器具	・トーチランプ	ガスボンド式	2	
	・パイプレンチ	13mm~100mm	5	
	スパナ	各種	5	
	パイプ挿入機	レバーブロック式	2	
水圧テストポンプ	・手動式テスト	T50K	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 11月 9日

申請者

氏名又は名称 ナカオ株式会社

住 所 奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市三条大路一丁目9番13号
ナカオ株式会社

会社法人等番号	1500-01-016521	
商号	ナカオ株式会社	
本店	<u>奈良市大宮町四丁目465番地</u>	
	奈良市三条大路一丁目9番13号	平成28年11月29日移転 ----- 平成28年11月30日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和56年10月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の請負設計施工 2. とび土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業 3. 大工工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び鉄筋工事業 4. 管工事及び造園工事の設計施工及び管理 5. 宅地建物取引業及び不動産賃貸業並びに管理業 6. 産業廃棄物の収集運搬業・処理業並びにリサイクル業 7. 建設資材の販売業 8. 前各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	20万株	平成26年 6月10日変更 ----- 平成26年 6月25日登記
		平成26年 6月25日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	平成26年 6月24日変更 ----- 平成26年 6月25日登記
		平成26年 6月25日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金5000万円	平成26年 6月24日変更 ----- 平成26年 6月25日登記
		平成26年 6月25日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。	

役員に関する事項	取締役	<u>中尾國男</u>	平成20年 8月 8日就任
	取締役	中尾國男	平成29年11月15日重任
	取締役	中尾國男	平成30年 7月 5日登記
	取締役	<u>中尾良子</u>	平成28年11月29日就任
	取締役	中尾良子	平成28年11月30日登記
	取締役	中尾良子	平成29年11月15日重任
	取締役	中尾良子	平成30年 7月 5日登記
	奈良県天理市西長柄町547番地3 代表取締役	<u>中尾國男</u>	平成20年 8月 8日就任
	奈良県天理市富堂町33番地1 代表取締役	<u>中尾國男</u>	平成26年 6月24日住所 移転
	代表取締役	<u>中尾國男</u>	平成26年 6月25日登記
	奈良市三条大路一丁目9番13号 代表取締役	<u>中尾國男</u>	平成28年11月29日住所 移転
	代表取締役	<u>中尾國男</u>	平成28年11月30日登記
奈良市三条大路一丁目9番13号 代表取締役	中尾國男	平成29年11月15日重任	
代表取締役	中尾國男	平成30年 7月 5日登記	
登記記録に関する事項	平成22年9月29日大阪府堺市中央区土塔町2377番地91から本店移転 平成22年10月 7日登記		



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年11月 4日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ナカオ株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の請負設計施工
2. とび土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業及び水道施設工事業
3. 大工工事業、左官工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び鉄筋工事業
4. 管工事及び造園工事の設計施工及び管理
5. 宅地建物取引業及び不動産賃貸業並びに管理業
6. 産業廃棄物の収集運搬業・処理業並びにリサイクル業
7. 建設資材の販売業
8. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式 1 株の金額)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、200,000 株とする。

当社の発行する額面株式 1 株の金額は、500 円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第 6 条 当社の株式は、すべて記名式とし、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券及び 100 株券の 5 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には、株主総会が承認したものとみなす。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまっ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第20条 当会社は、取締役の互選により、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

(代表取締役)

第21条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役の互選により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第23条 当会社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第24条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

令和 2年 11月 9日

現行定款に相違ありません。

奈良市三条大路一丁目9番13号

ナカオ株式会社

代表取締役 中 尾 國 男



第七一五二五号

給装置工事主任技術者免状

本籍 徳島県

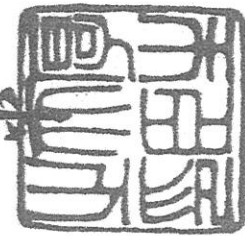
氏名 加納 信平

昭和二十二年十月二十六日生

水道法昭和二十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創





奈良県奈良市三条大路1丁目9-13
ナカオ株式会社



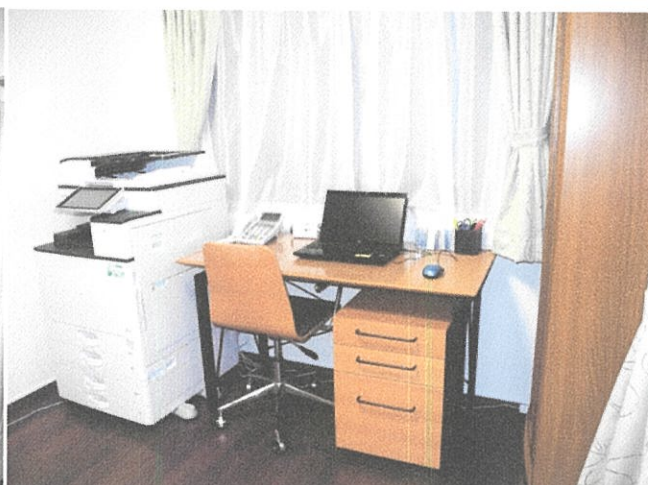
奈良県奈良市三条大路1丁目9-13

住所: 奈良県奈良市三条大路1丁目9-13

交通:

ナカ才株式会社

事務所写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 11 月 11 日

申請者 氏名又は名称 ナカオ株式会社

住所 〒630-8013 奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男

電話番号 0742-36-8735

FAX番号 0742-36-8203

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年11月 // 日

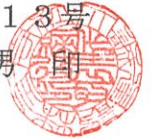
届出者

氏名又は名称 ナカオ株式会社

住 所 〒630-8013

奈良市三条大路一丁目9番13号

代表者氏名 代表取締役 中尾 國男



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ナカオ株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
カ ノウ ノブ ヒラ 加 納 信 平	第71525号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第七一五二五号

給水装置工事技術者免状

本籍 徳島県

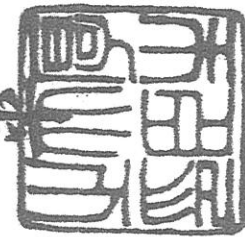
氏名 加納 信平

昭和二十二年十月二十六日生

水道法昭和二十一年法律第七十七号の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創



委任状

私は 奈良県天理市西長柄町289-97 行政書士 谷口久和
を代理人と定め下記の事項を委任します。 090-6660-2997

委任事項

1. 指定給水装置工事事業者指定申請に係る申請・修正及び受領に関する一切の権限
- 2.
- 3.

上記の事項について委任します。

令和 2年11月 9日

住 所 奈良市三条大路1丁目9番13号
委任者 ナカオ株式会社
氏 名 代表取締役 中 尾 國 男

